

事故が起これたら

～事故第一報から共済金請求の流れ～

最初に事故の報告を
事故第一報の手続き
Step 1



請求できるようになったら
共済金請求の手続き
Step 2

事故第一報報告書〈共済様式〉20
に必要事項を記入し、単位子ども
会代表者に速やかに提出。

請求をする人
・被共済者
・共済金を受け取る人

下記表の必要書類を整備し、
単位子ども会代表者に提出。
(請求権が発生後、速やかに提出)

記載内容を確認。
市町村子連に提出。

単位子ども会
代表者

記載内容を確認。
市町村子連に提出。

記載内容を確認。
愛知県子ども会連絡協議会に
提出。

市町村子連

記載内容・必要書類の有無を確認。
市町村子連名・代表者名を記入し捺印。
市区町村等子連使用欄を記入。
愛知県子ども会連絡協議会に提出。

記載内容を確認。
死亡・後遺障害等の場合は
全国子ども会連合会に提出。

愛知県子ども会
連絡協議会

記載内容・必要書類の有無を確認。
加入の有無を確認。愛知県子連名・代表者
名を記入し捺印。都道府県使用欄を記入し、
全国子ども会連合会に提出。

記載内容を確認。

全国子ども会連合会

請求書類に基づき審査を行い、請求完了日
から60日以内に共済金を支払います。
請求者と市町村子連に、支払い通知を送付
します。
(特別な照会又は調査が不可欠の場合は、支払いまで
60日以上の日数を要することがあります。)



手続きについては各
市町村子連へお尋ね
ください。
また、様式については
愛知県子ども会連絡
協議会ホームページ
にご用意しています。

共済金請求の必要書類	様式番号	医療共済金	後遺障害 共済金	死亡 共済金
事故第一報報告書	20	○	○	○
<医療共済金> 請求書兼事故証明書	21	○		
個人情報の取扱いについての同意書	22	○	○	○
医療費の領収書(写)又は診療明細書	-	○		
<死亡・後遺障害共済金> 請求書兼事故証明書	25		○	○
後遺障害診断書	26		○	
死亡診断書又は死体検案書	-			○
被共済者の戸籍謄本	-			○

※必要に応じて他の書類の提出をお願いすることがあります。